

2024 年度（令和 6 年度）

4 月 1 日 更新

生徒指導規程

福山市立金江小学校

第 1 章 総則

集団生活をするとき、お互いに協力し合い、高め合うためには、守らなければならないことがある。次に掲げる事項を、本校児童として十分理解し、行動するためにこの規程を定める。

この規程は、小中の義務教育 9 年間、見通しを持った一貫性のある生徒指導を行うため、校区で連携するとともに、本校の教育目標（共に高まるたくましい子の育成）を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第 2 章 学校生活に関すること

1（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次の事を指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関することを定める。

- （1）登校時刻は、8 時 20 分までとする。
- （2）欠席の場合は、8 時 20 分までに、保護者が欠席の理由を学校に連絡する。また、登校班の班長にも伝える。
- （3）遅刻の場合は、8 時 20 分までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。
- （4）早退の場合は、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。

2（服装）

校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める標準服を正しく着用する。

- （1）標準服で登下校する。
（上着…紺 ズボン…紺 スカート…紺 ポロシャツ…白 ソックス…白・紺・黒）

(2) 靴…運動のしやすいものをはく。(名前を書く。)

(3) 赤白帽子をかぶって登下校する。

(4) その他

①名札(学校指定のもの)を毎日つけて登校する。

②下着は無地とし、袖や襟もとから見えないものを着用する。

③体調に合わせて衣替えをする。

④寒いときには、上着の下にベスト・セーター(紺・黒)を着用してもよい。

(制服の裾からはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。)

⑤天候、体調に合わせて、長ズボン(標準服)を着用する。

⑥手袋・マフラーは校舎内では着用しない。

⑦ジャンパー等、防寒着は、機能的なものを使用する。たたんでランドセルの中に
いれられるものにする。

*違反があった場合は、指導を行う。

3 (頭髪)

頭髪については、次の事を指導する。

(1) 学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない。

(2) 前髪は、目にかからないようにする。後ろ髪が長い場合(肩から下に伸びている)
はゴム(黒、茶、紺)で結ぶこと。

(3) 染色・脱色・パーマは禁止とする。

*違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

4 (持ち物)

学習に必要な物、携帯電話の学校への持ち込みは禁止する。

(1) 持ち物には、はっきり名前を書く。

(2) 文房具は、学習に集中できるようにするため、シンプルなものが望ましい。

(シャープペンシルは使用しない。ペンや蛍光ペンは必要に応じて使用する。)

*違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。